工事内容　道路工　Ｌ型側溝　Ｌ＝3,565m、舗装工　アスファルト舗装　Ａ＝17,000㎡、歩道舗装　Ａ＝2,100㎡（ＩＬＢ）Ａ＝5,300㎡（アスファルト）、排水工　雨水本管　Ｌ＝1,550m（φ250～□2,400×2,400）、汚水本管　Ｌ＝1,000m（φ200、φ250）、電気設備工　歩道照明　70箇所

⑸　工事実施形態

①　⑵の工事（以下「本工事」という。）は、当初工事と契約予定工事の一括競争入札により落札者を決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の試行工事である。

②　本工事は、契約締結後（契約予定工事に関しては、協定締結後）に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

③　本工事は、申請時に「企業の技術力」及び「施工計画」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付けるとともに、配置予定技術者のヒアリングを実施し、価格と価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。なお、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑤　本工事は、入札価格の積算内訳において、一定の基準に満たない者に対しては、低入札価格調査の実施に際し、項目の追加等による厳格な低入札調査を実施する試行工事である。

⑥　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑦　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。なお、紙入札方式での申請に当たっては承諾願（ホームページに掲載している電子入札運用基準の様式１及び２）を提出するものとする。電子入札システムで使用することができるＩＣカードについては、ホームページに掲載している電子入札運用基準で確認し、必要に応じて年間委任状等を提出するものとする。

⑹　使用する主要な資機材

・コンクリート　約3,030㎥
・鉄筋　約28ｔ
・コンクリート管渠　約1,870m
・アスファルト合材　約2,470ｔ

２　競争参加資格

⑴　次に掲げるすべての条件を満たしている者（以下「単体有資格者」という。）、あるいは次に掲げるすべての条件を満たしている者を共同企業体の構成員として、⑵の共同企業体構成基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、３⑴に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定ＪＶであること。

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。

③　当機構関西地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定を受けている者であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

④　当機構関西地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記③の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑤　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑥　平成13年度以降（平成13年４月１日から６⑶に示す提出日の前日まで）に完成した本工事と同種の工事を元請又は当機構発注工事（※）の一次下請けとしての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

同種工事とは、以下の２要件を満たすものをいう。（㈠、㈡は別工事でも可とする。）

㈠　整地土工事で、盛土量100,000㎥以上の工事。

㈡　下水道工事において、本管工の施工延長1,000m以上の工事。

特定ＪＶの全ての構成員が前記㈠、㈡のうち少なくとも一方の実績を有し、かつ、特定ＪＶは前記㈠、㈡両方の実績を有すること。

経常建設共同企業体のいずれかの構成員が前記㈠または㈡の実績を有し、かつ、経常建設共同企業体は、前記㈠、㈡両方の実績を有すること。

（※）当機構工事には、旧都市基盤整備公団及び旧地域振興整備公団工事を含む。

⑦　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置することができること。

㈠　１級土木施工管理技士の資格を有する者、若しくはこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

㈡　平成13年度以降に元請又は当機構の一次下請けとして、上記⑥に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（㈠、㈡は別工事でも可とする。）

特定ＪＶは、全ての構成員が上記基準のうち少なくとも一方の基準を満たす者を専任で配置することとし、いずれかの構成員が代表として上記基準を満たす監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

経常建設共同企業体は、いずれかの構成員が代表として上記基準を満たす監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

特定ＪＶ及び経常建設共同企業体ともに、構成員おのおのが２⑥㈠、㈡のうち一方の実績を有する者を専任で配置することで可とするが、２名で両方の実績を有すること。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈣　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑧　申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑨　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑩　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑪　当機構西日本支社（所管事務所等を含む。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日から過去１年以内において60点未満のものがないこと。（過去１年の起点は完成引渡日とする。）

⑫　当機構が関西地区において発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定型一括入札方式」、「枠組み協定一括発注方式」又は「追加工事協定方式」による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、平成20年４月１日から資料の提出期限日までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、下記の条件を満たすこと。